

運輸安全マネジメントの取り組み

株式会社アライアンス・コーポレーション

【令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）】



●事故防止のための安全方針 **今から！・ここから！・私から！**

- 1 安全について、社長以下、経営陣から運転者までが同じ思想の下で教育を受け実行する
- 2 法令厳守を徹底し、改正される法令にも確実に対応する
- 3 輸送の安全こそが企業の根幹である事を理解し、会社一丸で取り組む
- 4 決定事項を社内に提示点呼時に唱和する

●社内への周知方法

- ・本社営業所への提示・ホームページ

●安全方針にもとづく目標

- 1 重大事故の根絶
- 2 始業点検における確実性の向上
- 3 運送会社における管理体制の確立

目 標	人 身 事 故	0 件
	物 損 事 故	前年度 70 パーセント減

●目標達成のための計画

- ・デジタルタコグラフによる運行管理システムの確立
- ・ドライブレコーダー全車取り付け←達成
- ・小団体による事故防止ミーティング
- ・同乗研修の強化※具体的注意事項を示す
- ・各役職において各人の役割を明確化し、担当者の仕事を全うする

●安全に関する情報交換計画

- ・社内報告書の共有
- ・外部機関への積極的参加
- ・ヒヤリ・ハット報告
- ・第一月曜日、朝礼時安全指導

●安全に関する達成状況・反省事項

- ・事故惹起者への研修後のフォローを行いたい
- ・健康起因事故の根絶
- ・

●反省事項に対する改善方法

- ・ **交通共済等開催の事故惹起者講習等へ積極的に参加させる**
- ・ホームページによる社員募集

●安全に関する目標達成状況

令和7年度目標	結 果	備 考
人 身 事 故 0 件	0 件	達成
物 損 事 故 件	5 件	未達成、現場内 4 件 他 1 件

●自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する情報

令和 7 年度実績	事 故 発 生 件 数	0 件	※自動車事故報告規則（H15.9.26 改正国土交通省令第 95 号）第 2 条に定められた自動車事故（車両の転覆・転落・火災の発生、死者・重傷者・踏切事故の発生、積載物の飛散・漏えい、運転者の疾病による運行停止、制動装置・かじ取装置・車軸等の故障による運行停止など）
	事 故 の 種 類		
	衝 突 の 状 態		
	行 政 処 分 等	なし	